会議録【要点筆記】

会議名称	第5回米沢市新規観光財源等検討委員会
開催日時	令和8年9月25日（金）　13時30分～
開催場所	置賜総合文化センター　203研修室
出席者	（委員等氏名）　（所属団体等） 委員長　相原　健郎　東京都立大学都市環境学部　教授 副委員長　安部　徹　米沢商工会議所　専務理事 委員　天野　久仁彦　米沢市旅館ホテル組合　組合長 委員　遠藤　直人　温泉米沢八湯会　専務理事 委員　黄木　綾子　温泉米沢八湯会　会長 委員　黄木　修太郎　米沢観光推進機構　幹事 委員　佐藤　文俊　公募委員
欠席	委員　安部　晃市　一般社団法人米沢観光コンベンション協会 専務理事
事務局 出席者	総務部：高橋部長 税務課：藤倉補佐、髙橋主査、齋藤主任、 納税課：舟山課長、菊地主査 観光文化スポーツ部：土田部長 観光課：富取課長、斎藤補佐、佐藤祥主査、田上観光戦略企画官
会議資料	・次第 ・入湯税使途の見直し状況（資料１） ・観光財源（宿泊税を除く）の考え方ついて（資料２） ・米沢市における宿泊税制度案について（資料３） ・第4回米沢市新機関財源等検討委員会 会議録（参考資料）

会議内容

【（１）開会】

【（２）委員長挨拶】

＜議事へ移る前に、事務局より協議事項等について説明＞

■事務局

・本会議の定足数について、委員7名が出席しており、総委員数の過半数を超えていることから、本会議は成立する旨説明。

■委員

・観光コンベンション協会からの委員について欠席が続いているが、代理の方に出席いただくというような対応はできないのか。

■事務局

・米沢市新規観光財源等検討委員会の設置要綱において、そのような規定は定めていないが、いただいた御意見踏まえ検討させていただく。

■事務局
・本会議の議事録署名人について、第３回検討委員会での委員の意見を踏まえ「会議録署名人については「事務局が指名する委員２名と希望者」とする」ことを説明し、相原委員長、安部徹委員、遠藤委員へ依頼。

【（３）報告事項「入湯税の使途の見直し状況」】
■事務局
・資料１のとおり説明。
■委員
・入湯税の税収の使途について、事業者に対し報告する場を設ける仕組みは導入できないか。
■事務局
・別途開催している入湯税に係る意見交換会にて引き続き検討していきたいと考えている。

【（４）議題①「観光財源（宿泊税を除く）の考え方について」】
■事務局
・資料２のとおり説明。
■委員長
・観光財源について、一部の事業者のみが負担するのではなく、広く観光関係事業者に負担を求める仕組みについて、具体的にどのような制度設計が考えられるかという点は、引き続き検討していくものと認識している。
・駐車場利用への課税については、関係法令や他の制度との関係を整理するとともに、現状検討が進められているおまつり広場の駐車場の有料化の検討と併せて検討していくものと認識している。
■委員
・並行して宿泊税の導入を議論している中で、宿泊者や宿泊事業者のみに負担を求めることは反対であるとの意見を持つ事業者もいる。観光関係事業者に広く負担を求める形で観光財源を確保していくという考え方を示していくことも重要ではないか。
・観光関係事業者との意見交換の場などを設け、米沢市の観光振興はどうあるべきか、どのような取組が必要か、そのためにどの程度の財源が必要で、どのように確保していくべきかといった点について意見を伺うことも重要ではないか。宿泊事業者からは、宿泊税が導入された場合には、宿泊者の増加につながる施策に税収を充てて欲しいという意見がある一方で、観光関連事業者にも取り組みたい施策や事業があると考えられるため、そうした意見についても聞くことができるとよい。今後、観光財源について検討する上では、観光関係事業者から幅広く意見を聴取することが必要であるため、ぜひ実施してほしい。関係事業者が一緒に意見を交わすことのできる場を設けることも必要ではないか
■委員長
・広く観光関連事業者から意見を伺い、問題意識や観光振興に対する考えを把握しておくことは重要であるため、今後の検討に向けて意見を聴取しておくとよいと思う。宿泊税については、宿泊者の増加につながる施策に充てることを想定しているが、他の観光関連事

業者からは異なる意見や否定的な意見が示される可能性もある。
・観光コンベンション協会などにも協力をいただき、観光関連事業者から意見を伺うといったことは可能か。

■事務局
・観光コンベンション協会に協力いただき、協会会員を対象にアンケートを実施することなどが考えられるため、検討させていただく。

■委員
・説明のあった仕組みでは、宿泊事業者からも徴収する想定かと思うが、宿泊事業者にとっては宿泊税も納税しているため、二重の負担となる。そのため、宿泊事業者を徴収の対象から除外すべきではないかとの意見もあった。入湯税も含めると、三重の負担となる。・観光コンベンション協会は、現状、赤字の組織である。協会の理事会では、組織の赤字を市で補填するという話が出ることもあるが、宿泊税の税収を赤字補填に充てるような構造になってはならない。観光コンベンション協会の赤字を宿泊税で直接補填しない場合であっても、従来一般財源から支出していた観光関係予算を減らし、その減額分を宿泊税で穴埋めするのであれば、実質的な予算の付け替えとなる。こうした付け替えが生じないことを制度上明文化して担保してほしい
・宿泊税の検討は具体的かつスピーディーに進んでいる一方、宿泊税以外の観光財源については資料の内容が大きく変わっていない。関係事業者への聞き取りやアンケートなども今回までに実施できたのではないか。後になって「結局実施しない」となることへの懸念があり、宿泊税と同時並行・同程度のスピード感で具体案を検討してほしい。

■委員長
・二重の負担、三重の負担とは、具体的にどのような意味になるのか。宿泊税については、宿泊者が税を負担し、宿泊事業者は徴収事務を担っているという整理になるのではないか。

■委員
・法制度上は宿泊者が納税義務者で宿泊事業者が特別徴収義務者となるが、宿泊者は税の支払いを拒否できず、宿泊事業者も徴収を拒否できない。そのため、法的な整理とは別に、実態面では宿泊料金という売上に連動して宿泊事業者が納付する「売上税に近い側面」がある。また、同じ観光財源の中に宿泊税と別の事業者負担の双方から宿泊事業者が負担することになれば、二重の負担になるという趣旨である。

■委員
・先行して宿泊税が導入されている地域の宿泊事業者から話を伺うと、例えばOTAで予約した場合、宿泊税や入湯税は現地での支払いとなるが、実際に現地で徴収すると宿泊客とトラブルにつながることがあるため、OTA上で表示する料金は宿泊税、入湯税を含めているとのことであった。その場合、宿泊料金に入湯税や宿泊税を含めていることから、結果として宿泊事業者が税を負担していることになる。
・税額を含めた料金設定とすればよいと言われればそのとおりであるが、米沢市内の事業者の中にも値上げができないため、現状の宿泊料金に税額を含めるしかないと考えている事業者もいる。宿泊税が導入された場合、すべての事業者が税額分を値上げできるわけではなく、値上げできずに現状の宿泊料金に税額を含め、本来の売上の一部を税として納

付する事業者もいるということは、認識していただきたい。
・観光関連事業者に広く負担を求める手法に宿泊事業者を含めるかどうかについては、引き続き協議していくことでよいのではないか。現時点で結論が出るものではないと思う。

■委員
・宿泊税以外の観光財源について、最終的にどのような方向性を想定しているのか。

■委員長
・観光関係事業者を広く巻き込んで議論していかなければならないため、数回の議論で結論を出すことは難しいのではないか。検討委員会としては、観光財源をどのように確保していくかについて整理した論点なども踏まえ、期限を定めて議論していくよう求めることが、結論になるのではないかと考えている。
・宿泊税については、県においても検討されていることから、先行して制度の検討を進めているが、条例化には一定の期間を要する。その期間を活用し、他の観光財源の手法についても引き続き整理・検討していくということでいかがか。

■委員
・宿泊税以外の手法についても、同じスピード感で検討を進めていただきたい。観光コンベンション協会の会費を引き上げる手法についても、宿泊事業者については宿泊税を負担していることを理由に据え置くといった考え方もある。このような方法がそのまま認められるとは思わないが、具体的な案を示していかなければ、いつまでも議論が先に進まない。

■委員長
・宿泊事業者のみが、宿泊税以外の手法において負担をしないこととする場合、他の事業者に対してどのように説明し、納得を得るかという別の問題が生じる。観光財源の確保について、具体性の高い手法については、他の事業者の意見や外部からの意見なども取り入れながら検討していくべきである。議論の結果、手法がないという結論とするのか、あるいは何らかの形で実施するのかについては、その時点で結論を出せばよいのではないか。
・宿泊税については、県の動きもあることから先行して制度の検討を進めているが、宿泊税以外の観光財源の検討をそのまま終えることは考えていない。そのようなことになれば、それは裏切り行為となるので、宿泊税以外の財源についても期限を定め、具体策の実現に向けて検討を続けるべき。

■委員
・より具体性のある案を示していただきたい。観光関係事業者から意見を聴取し、どのような手法であれば実現可能なのか考えられるとよい。

■委員長
・検討委員会の結論としては、観光財源確保の具体的な案について、期限を定めて集中的に議論を行い、何らかの具体的な施策を講じることを強く求めるという形でまとめられればと思う。

【（４）議題②「宿泊税制度案について」】

■事務局
・資料３のとおり説明。

■委員

・これまでの検討委員会での議論は反映されているという印象を受けたが、宿泊税の使途については、まだ議論が必要であると感じた。観光振興全体を考えたとき、米沢市としての課題や取り組んでいくべきことは多々あると感じている。例えば、四季の祭りについては、毎年同じことを行っているという批判的な意見もあるため、参加型・体験型の要素を取り入れるなど、見直しを行っていくべきと考えている。これは一例であるが、米沢市の観光については、より広い視野に立ち、米沢市として観光振興を将来的にどう進めていくべきかということも含め、引き続き考えていくべきではないか。

■委員

・資料4ページに記載されている内容のうち、図に示されている「観光関連事業者」とは、具体的にどの範囲の事業者を想定しているのか。

■事務局

・現時点では、観光関係事業者の範囲について明確な定めはなく、今後検討していくことになる。

■委員

・使途については具体的に記載されているが、他の委員からも発言があったとおり、もう少し具体的な内容について検討していく必要があると感じた。現在は広域連携なども必要であり、また、温泉地の整備などにも充てることができるのかについても確認したい。

・定率制の3%については、税率が高すぎるという意見や、定額制でよいのではないかという意見も宿泊事業者から出ていたため、共有させていただく。

■委員

・使途は初年度の案かと思うが、継続して宿泊重視の施策に充てるということは何らかの形で担保いただきたい。観光客が増えることと宿泊客が増えることは違う。宿泊税の税収は宿泊客を増やす施策に充てるという仕組みにしていただきたい。

・税率3%は高い。山形市と合わせる必要はないのではないか。当初1%で始め、宿泊客が増加したタイミングで税率をあげればよいのではないか。

・制度の見直しについて、宿泊事業者と一緒に検討するという文言がなく、このままでは勝手に決められるのではという印象を受けたので、見直しにあたっては宿泊事業者の意見も伺いながら検討するという形にしていただきたい。

・山形県の宿泊税導入が1年程度でまとまるとは考えにくい。米沢市は山形市と違い現状宿泊客が少ないのだから、先んじて導入するとネガティブな印象を与えかねない。導入時期は県と同じ時期もしくは少し前を目指すのが良いかと思う。

・運用方針については、宿泊税の話であるため、観光関連事業者の部分については宿泊事業者のみでよいのではないか。宿泊事業者との間で宿泊客増加に対して何をすべきか、ということを議論すべき。

・宿泊税の税収の一部を基金に積み立てることになると思うが、積み立てた基金の執行は誰が決めるのか。

■事務局

・積み立てた基金の執行をどのように決定するかについては、まだ具体的な検討には至っていないが、同様に観光関連事業者の意見を伺いながら決定するものと想定している。

■委員
・宿泊税の導入を理由として、従来の一般財源による観光予算を減額し、その減額分を宿泊税で補うことがないように、単に協議の場を設けるだけでなく、予算の付け替え防止を制度上明文化して担保できないか。
■委員
・予算は議会で決めるものであり、市全体の税収が減れば観光予算も減少するのではないか。
■委員
・宿泊税の税収が既存事業の予算の付け替えとならないような仕組みとしなければならない。例えば、上杉まつりの既存の予算には充てられないが、上杉まつりに新たなイベントを追加し、その費用に宿泊税の税収を充てることは可能とするなど、実質的に既存事業の予算の付け替えのように見せることはできる。
■委員長
・税収をどのように活用するかについては、協議の場を設けて決定していくということでよいのではないか。具体的にこの場で既存事業に紐づくものを禁止するとしてしまうと、活用できる事業がなくなる可能性もある。協議の場を設けることを担保するよう求めることでよいのではないか。
・使途については、「※」で記載されているとおり、仮に設定した例であると認識している。この比率の妥当性については、検討委員会で決めるものではなく、毎年度の需要等を踏まえて、その都度決定していくことがよいのではないか。一方で、導入当初は宿泊客の増加につながる施策に重点的に活用していくという考え方はあると思う。
・定率3%が適正かどうかについては、3%が適正という意見、低く設定すべきという意見、当初は低く設定し、宿泊税を活用した施策の効果が出てきた段階で引き上げるという意見があった。山形市が3%であることが税率設定の根拠になるとは思わないが、県が宿泊税を検討する際には、山形市の3%を基準として検討することになるのではないか。その際、米沢市として1%の税率としておくことにメリットがあるのかは疑問である。導入時期がずれていれば話は変わるが、例えば、市が先行して導入する際には低い税率で開始し、県が導入する際に税率を変更することも考えられる。県との協議にあたっては、県が宿泊税を導入する場合には、米沢市の税率を3%とするということにしておくべきではないか。
■委員
・県の制度しだいで米沢市の制度を定額制から定率制に変更するといったことは可能か。
■事務局
・検討委員会での意見を踏まえて市の方針を決定することになるが、最終的な制度設計については、県の方針も踏まえて協議することになる。先に条例化すると、その後の修正に時間を要するため、県との協議を踏まえた上で条例化することが望ましいと考えている。
■委員
・定率制と定額制では、レジシステムの構築方法が大きく異なるため、県が宿泊税を導入した際に、税率を変更するだけで対応できる仕組みとしておく方がよい。県がどちらの制度を採用するかは分からないが、全国的に定率制を採用する自治体が増えていることや、山

形市が定率制を採用していることを踏まえると、米沢市も定率制としておき、将来的な税率の変更に対応できるようにしておくことがよいと思う。

■委員長

・定額制を主張している事業者の意見にどこまで配慮できるかという点もあるが、後になってかえって事業者に手間をかけることになるのは望ましくない。県が定率制を採用すると決まったわけではないが、現時点では定率制となる可能性が高いと考えられるため、米沢市が定率制で導入することについて、その考え方を事業者に理解していただく必要があるだろう。

■委員

・定率制となる場合、宿泊料金の算出が必要となるが、一泊朝食付きや一泊二食付きなどの場合、どのような考え方になるのか。

■委員長

・素泊まり料金が設定されている場合は、それを採用することになるが、設定されていない場合は、食事込みの料金のうち一定割合を宿泊料金とする形で算出することも考えられる。食事料金を厳密に算出する方法も考えられるが、事業者によっては、食事にどの程度の費用をかけているかを外部に明らかにしたくない場合もあるため、一律の割合を設定するという考え方もあるのではないか。

■委員

・一律での設定では困るという事業者もいると思うので、どのような方法が考えられるかいくつか例示していただきたい。

■委員

・山形市が最終的にどのような整理としたかまでは把握できていないが、蔵王や温泉地側から提案された方法では、夕食 30%、朝食 20%として、食事分を全体の 50%としていた。倶知安町では、一定の割合で算出する方法と、各事業者が算出する方法の二通りから宿泊税を算出できるようにしている。宿泊料金の算出方法については、明確にしておくべきである。

・税率については、当初は 1%と設定し、附則として「県が導入した場合には、県内で最も高い税率を設定している市町村の税率に合わせる」という形にしておけばよいのではないか。

■委員長

・市としては、最終的に税率を 3%とする考えを示しておき、県が税率を検討する際の材料として、米沢市では 3%を前提に検討していることを示せればよいと考えている。導入時期については、総務省が先行導入を認めないのではないかと考えており、県と調整した上で同時に導入するよう求められる可能性もある。そのため、実質的に米沢市が先行して導入することにはならないのではないかと思う。

・県が導入しないのであれば、市として単独で 3%を実施する。一方、県が導入するのであれば、同じタイミングで実施するという判断もある。県の結論を待つということもあり得るが、一定の期限を定め、その時点で県の結論が出ていなければ、市として 3%で導入するかどうかを市議会で判断していただくということも考えられる。

■委員

・当初は 1%とし、県が宿泊税を導入した際に税率を引き上げる旨を条例の附則に記載しておけばよい。最終的には総務省が判断することになるが、市の方針としては、当初は 1%、県の導入後は 3%とする考え方を示せばよいのではないか。

・県と導入時期が同じであれば 3%、県が導入しない場合は 1%とするのではどうか。県が宿泊税を導入しないときは、税率の引上げについては、制度の見直しのタイミングで検討すればよい。

■委員長

・利用者の立場からすると、宿泊税の数%の違いは、それほど考慮されないのではないか。旅行先は、その土地の魅力や宿泊料金などを踏まえて選定するものではないか。

■委員

・宿泊料金にはもともと消費税 10%が加算されており、その上に宿泊税が加わって 13%、11%となれば、価格を気にする人もいる。世の中の大半は、数百円程度のキャンペーンにも敏感に反応するため、消費者心理を考えると、宿泊税が消費税に上乗せされると考えたほうが良い。山形市が 13%となることは理解できるが、なぜ米沢市も同じにするのか。山形市とは張り合えないのだから、米沢市としての立ち位置を示した方がよい。

■委員

・宿泊事業者は経営に苦労している。物価高に伴い料金を改定しなければならない中、宿泊料金を引き上げることで、これまでと同じ宿泊者数を確保できるとは限らない状況になっている。実際に、他の宿泊施設と比較してどちらが安いかという点から、宿泊先を決める人も多い。宿泊税の導入はやむを得ないかもしれないが、税率については慎重に検討してほしいという宿泊事業者の気持ちも考慮いただきたい。

■事務局

・附則において、税率を途中で変更する旨の規定を設けることが可能かどうかについては、事務局で確認させていただく。

■委員長

・修学旅行等の課税免除規定については設けないとのこと、一方で、減免規定や、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊についての言及があった。減免の基準をどのように定めるか、また、外国大使等に係る課税免除の適用について、どのように確認するかを整理しておく必要がある。

・運用方針について、宿泊税の税収の活用方法を協議する場については、宿泊事業者のみでよいのではないかという意見があった。一方、宿泊税は来訪者から徴収した税であることから、特定の事業者のみでその使途を決定することは難しいのではないかと感じた。

【（4）その他】

・第 6 回の検討委員会について、10/30（金）13:30～で調整。

【（5）閉会】

この会議録（会議要旨）が正確であることを承認します。

会議録（会議要旨）署名人

委員 [redacted]

委員 [redacted]

委員 [redacted]